宮古市における重層的支援体制整備事業（全体イメージ図）

Ⅰ　属性を問わない相談支援

市庁内各課

市庁外
関係機関

相談

連携

包括的相談支援事業

・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
・支援機関のネットワークで対応する

【高　齢】
地域包括
支援センター

【障がい】
基幹相談
支援センター
（レインボーネット）

相談
連携

【こども】
こども
家庭センター

【生活困窮】
生活困窮者
自立支援事業所
（くらしネット）

複雑化・複合化した課題を抱える事案

多機関協働事業

・既存の相談支援機関のサポート
・包括的な支援体制を構築できるよう支援
・支援関係機関の役割分担を図る

世帯の
同意あり

世帯の
同意なし

重層的支援会議

・役割分担の明確化
・プランの整合性ついての協議
・プラン終結の判断、検討
・社会資源の把握及び創出

支援会議

・情報共有
・支援体制の検討

※社会福祉法第106条の6に規定

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

・支援が届いていない人に支援を届ける
・各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける
・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

地域／地域づくり（広義）

地域全体での相談へのつなぎ

人の人とのつながりを強化することで
課題を抱える世帯の早期発見、相談につなげる

支援が必要な人（世帯）

民生委員・児童委員

生涯学習

認知症カフェ

近隣住民

医療・福祉関係機関（事業所）

コミュニティ・自治会

Ⅲ　地域づくりに向けた支援

地域づくり事業

地域介護予防活動

地域活動支援センター

子育て支援拠点

生活困窮者等
のための居場所

地域サロン

世代や属性を超えて
住民が交流できる場や
居場所の確保

障がい等の有無に関わらず住民同士が支え合えるつながりの強化

地域共生社会の実現

Ⅱ　参加支援

参加支援事業

・社会とのつながりを作るための支援を行う
・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

対象者

マッチング

受け入れ先
（企業、農家など）

参加支援事業者

**地域における
伴走支援体制**

支援が必要な世帯を把握し、ゆるやかなつながりで見守り、社会的孤立を防ぐ

**地域における
社会資源拡充**

地域のつながりなどの中から新たな社会資源を開発し、多様な社会参加を目指す